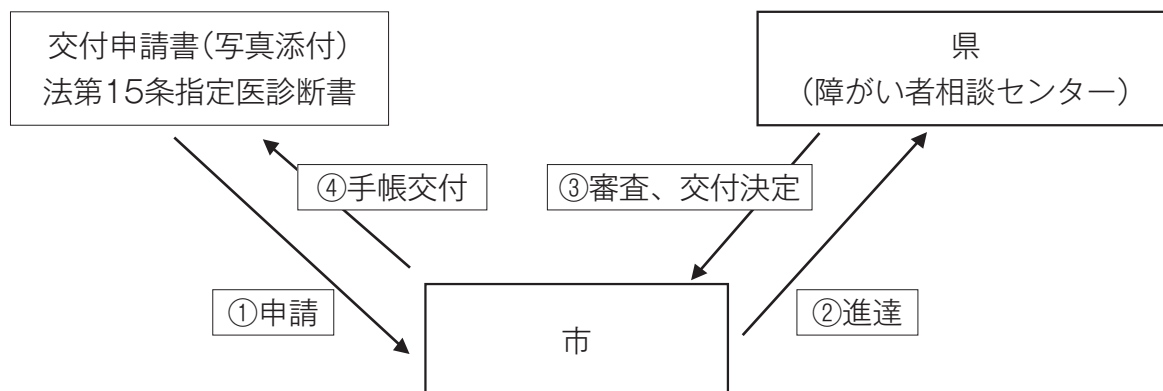


1. 各種手帳の申請・交付

《身体障害者手帳》

身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障害者の自立と社会参加を促進する様々な福祉サービスを受けるために必要とされるものです。

○申請から交付までの主な流れ



○身体障害者手帳の各種申請にかかる必要書類等

申請届出 区分 必要書類等	新規 交付	再 交 付		居住地 変 更	返 還 (死亡、 非該当)	備 考
		障 害 程 度 変更・追加	き 損 又は 紛失			
交 付 申 請 書	○					
再 交 付 申 請 書		○	○			
診 断 書	○	○				法第15条指定医作成のもの
写 真	○	○	○			縦4cm×横3cm
マイナンバー	○	○	○	○	○	個人番号通知書 又はカード（死亡の場合 不要）
居 住 地 変 更 届 (他市からの転入含む)				○		
返 還 届					○	
身体障害者手帳		○	○※1	○※2	○	

※1 き損の場合のみ

※2 市が訂正して、本人へ戻す

◎身体障害の種類と等級対応表（手帳交付対象は6級以上（重複を含む））

障害名		等 級	1	2	3	4	5	6	7
視覚障害（視力、視野）			○	○	○	○	○	○	
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害			○	○	○		○	
	平衡機能障害				○		○		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害					○	○			
肢 体 不 自 由	上 肢 機 能		○	○	○	○	○	○	○
	下 肢 機 能		○	○	○	○	○	○	○
	体 幹 機 能		○	○	○		○		
	乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	○	○	○	○	○
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○
内 部 機 能 障 害	心臓機能障害		○		○	○			
	じん臓機能障害		○		○	○			
	呼吸器機能障害		○		○	○			
	ぼうこう又は直腸機能障害		○		○	○			
	小腸機能障害		○		○	○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○			
	肝臓機能障害		○	○	○	○			

《愛護手帳（療育手帳）》

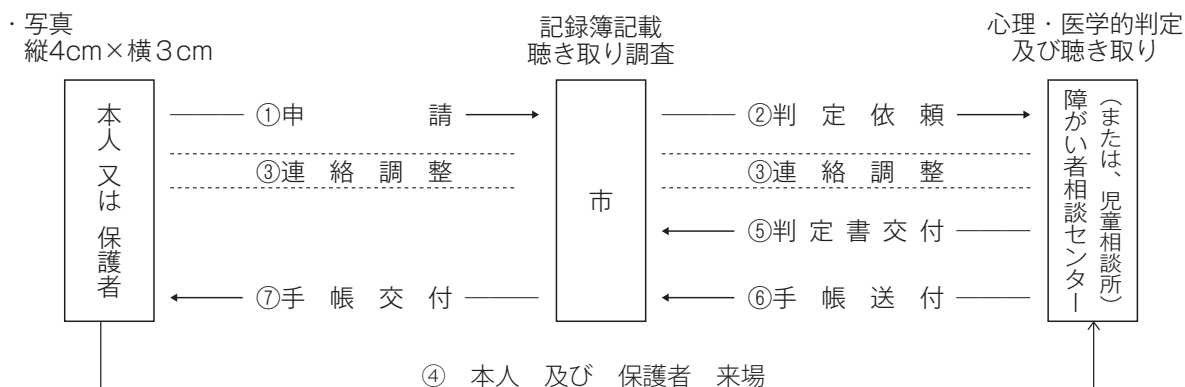
児童相談所（18歳未満の者）または障がい者相談センター（18歳以上の者）にて知的障害と判定された方に交付する手帳で、知的障害児（者）に対しての一貫した指導・相談を行うとともに、これらの対象者が各種のサービスを受けやすくするものです。

障害の程度：**A**←最重度・重度（IQ おおむね35以下（身体障害1～3級を有する者については50以下）で、かつ日常生活の基本動作が困難で個別的指導及び介助を必要とするか、若しくは問題行動を有し、常時注意と指導を必要とする者。）

B←中度・軽度（上記以外の者。）

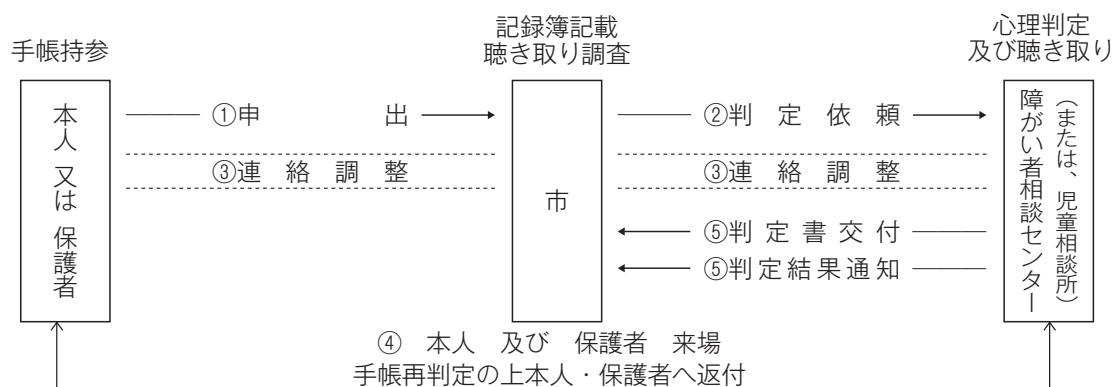
新規申請

- 申請から交付まで



手帳再判定

- 手帳再判定の流れ



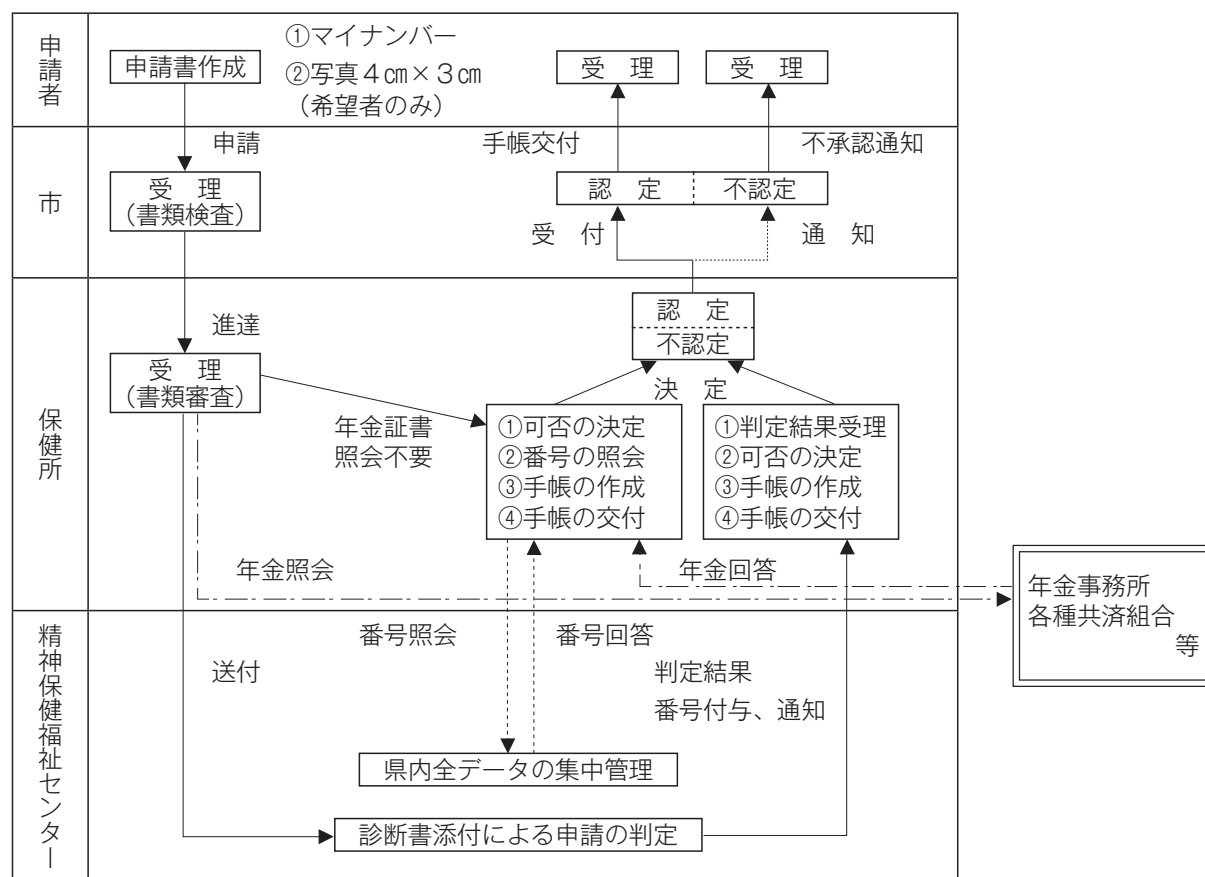
〈次期判定年月について〉

障害の程度の変更する可能性が特に考えられる場合には、「次の判定年月」に再判定時期を記載しています。記載がない方は再判定不要ですが、本人や保護者からの申し出があれば、再判定を行うことができます。

《精神障害者保健福祉手帳》

精神疾患を有する人（精神保健福祉法第5条の定義による精神疾患）のうち一定の精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対して手帳を交付し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図るものです。

申請から交付までの主な流れ



申請添付書類（いずれか）

- ① 精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後における診断書に限る。）
- ② 精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し

障害等級

- 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級 日常生活又は社会生活が制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

手帳の更新

手帳の有効期間は2年間であって、更新を希望する方は、更新申請の手続きを行う必要があります。

有効期限の3か月前から更新申請を行うことができます。